

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
ハラスメント対応マニュアル

- ① 相談者(被害者)からの相談の受付を電話、FAX、メール、面談、封書のいずれかで行う。
相談時よりすべての記録を書面で残しておく。

受付の窓口は、専務理事及び人事管理委員(理事)とする。

- ② 相談を受けた聴取者は、行為者、被害者、他の職員等に、事実関係を聴取する。その場合、当事者双方を同席させて事情を聞くことは避ける。また、当事者双方のプライバシーを尊重し、事情聴取等で知り得た情報は外部に漏らさぬよう留意する。

- ③ 聴取者は、速やかに理事長に事実関係を報告する。

- ④ ハラスメント行為等があったと認められた場合

理事長は、問題解決のための措置として、就業規則に定める制裁規定による懲戒処分その他、行為者の異動等、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

ハラスメント行為等が事実として確認できない場合

被害者、他の職員等に対しては、確認できた事実関係を伝え、今後の方針や具体的な対応などを説明し、理解を求める。

行為者に対しては、セクハラについての理解を深めさせるとともに、今後の具体的な改善点を明確にさせる。

- ⑤ 理事長は、周知の再徹底および研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じる。

- ⑥ このマニュアルは、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、職場におけるハラスメントを防止に関する規定により、対応についてマニュアル化したものである。このマニュアルに不都合がある場合は、適宜見直すこととする。

相談窓口	ちくしっ子ネットワーク 事務局
電話/FAX	092-922-9779
所在地	筑紫野市永岡1025-5 グレイス桜台203号
メールアドレス	chikushino-gakudo@if6.so-net.ne.jp
担当者	専務理事 人事管理委員理事